

運営規定（居宅介護支援）

（事業の目的）

第1条 エターナルライフ 有限会社が設置する指定居宅支援事業所（以下「事業所」という）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（平成11年度厚生省令第53号に定める介護支援専門員実務研修の修了者）が、要介護者からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう指定居宅サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。

1. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
2. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
3. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保健施設との連携に努める。
4. 前4項のほか「指定居宅支援等の事業の人員及び運営規程に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」に定める内容を遵守し事業を実施するものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通とする。

- (1) 名 称 エターナルライフケアプランサービス
- (2) 所在地 福岡市城南区南片江3丁目13番38号 ドミール片江205号

（職員の職種、及び職務内容）

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（職員介護支援専門員と兼務）

管理者は事業所における介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに関わる調整、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに省令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 常時1名以上（管理者と兼務1名以上）ただし、業務の状況により増員することが出来る。

介護支援専門員は、「介護支援専門員に関する省令（平成11年厚生省令第53号）」に規定する介護支援専門員実務研修を終了したものに限る。

介護支援専門員は要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。介護支援専門員（常勤）の1人あたりの担当者数を35名までとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
但し、年末年始12月30日から1月3日、夏期休暇8月13日から8月15日、国民の祝日祭日は休みとする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) 緊急の場合は常時受付をし対処する。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 この事業所で行う事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 本事業所内相談室又は利用者宅
- (2) サービス担当者会議の開催場所 本事業所内会議室又は利用者宅
- (3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅介護サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ随時訪問する。

(利用料等)

第7条 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとする。

2. 事業に定める通常の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から片道おおむね5km未満→500円、 5km以上→800円
- (2) 前項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は福岡市城南区、中央区、南区とする。

(緊急時又は事故発生時の対応方法)

第9条

- (1) 事業所及び従業者は、サービスの提供中の利用者の病状に急変、そのた緊急事態が生じた時、又は事故が発生したときは、速やかにさだめられた医療機関の連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族等に連絡しなければならない。
- (2) 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止の為の対策を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 本事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止のための研修の定期的開催
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止の関する責任者の設置

2 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待に関する相談に対応するとともに虐待が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務上の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4. サービス利用にあたっての禁止事項について

(1) 業所の介護支援専門員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷等の迷惑行為

(2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為

5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、エターナルライフ有限会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

令和4年10月1日から施行する。

令和6年4月1日から施行する。